

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年6月2日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 田村 好弘
	需給調整事業第二課長補佐 阿部 聡
	主任需給調整指導官 峯 裕見子
	主任需給調整指導官 奥田 一
	電話(直通) 03-3452-1474

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：富田 望）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に
対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する
法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下、「労働者派遣法」という。）第 14 条第 2 項に基
づく労働者派遣事業停止命令及び同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命
令を行った。

記

第 1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社 S h e l t e r（代表取締役 松川 梓）
所 在 地	東京都豊島区南池袋 1-19-4 幸伸ビル 4 階
許可番号	派 13-315045（令和 2 年 10 月 1 日許可）
処分内容	労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令 （労働者派遣事業停止命令の内容は第 3 のとおり） 労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令 （労働者派遣事業改善命令の内容は第 4 のとおり）

第 2 処分内容

- （1）労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）
- （2）労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分の理由

株式会社 S h e l t e r は、少なくとも令和 5 年 7 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日までの
間、実態は労働者供給契約であるにもかかわらず、労働者派遣契約と称する契約を A 社との
間で締結し、B 社から受け入れた株式会社 S h e l t e r との間に雇用関係のない労働者を、
1167 人日に渡り A 社の指揮命令の下で労働に従事させたものであり、法定の除外事由なく労

働者供給事業を行い、職業安定法第 44 条に違反したこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 8 月 2 日まで（2 カ月）の間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 すべての労働者派遣事業、請負事業、出向等について、労働者派遣法及び職業安定法の規定に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

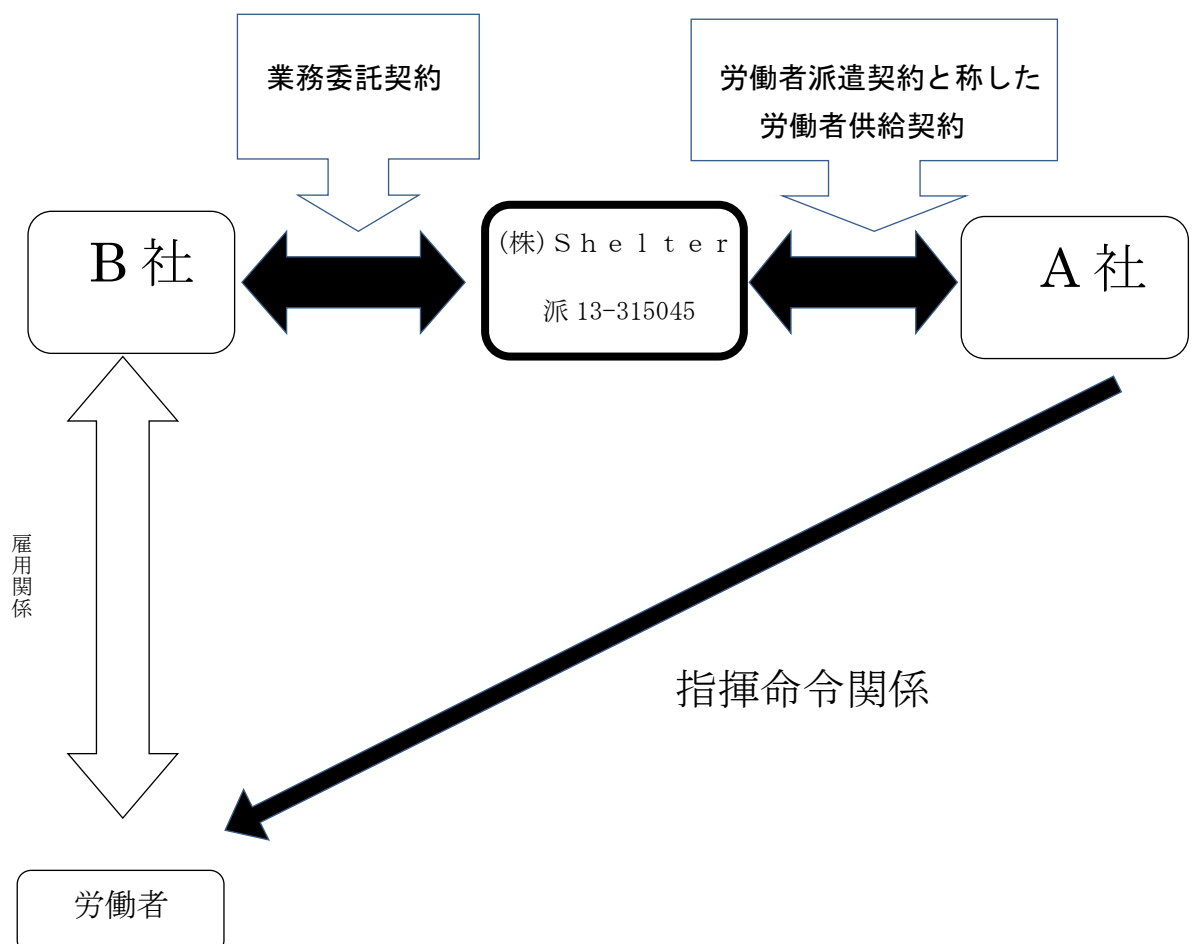
○ 職業安定法第 44 条

- 2 上記 1 の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 職業安定法、労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【 事案の概要図 】



○ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（定義）

第 4 条

1～7（略）

8 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

9～13（略）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（許可の取消し等）

第 14 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の許可を取り消すことができる

一 （略）

二 この法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2、第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三～四 （略）

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第 2 号又は第 3 号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（改善命令等）

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 (略)